

## 特定技能実習生の出産育児一時金支給手続きについてのご注意点

ニチレイ健保組合の被保険者で下記1に該当される方は、国籍に関わらず出産時の費用を「出産育児一時金」としてニチレイ健保組合に請求ができます。注意事項をお読みいただき、申請をお願いいたします。

### 1. 「出産育児一時金」支給概要

- ① 支給条件: ・被保険者もしくは、退職した被保険者で、退職前に健保組合に1年以上加入し  
退職後6ヶ月以内に出産された方。  
かつ申請書・各種証明書を正しく提出している事。
- ② 支給額: 48万8,000円(日本の産科医療保障制度未加入の産院で出産している為)
- ③ 申請フロー
  - ・本人もしくは代理の方(会社管理部署含む)が、健保組合に下記2項の各種書類を提出。
  - ・健保組合で内容を精査し、適正であれば指定の国内口座に出産育児一時金を振り込みます。  
**(健保組合は海外送金ができませんので、退職されている方は日本国内の口座をご指定下さい。振り込み可能な口座は、本人又は本人が指定した親族・代理人、法人の口座となります。代理人は証明書を提示頂き、健保組合が申請者本人との関係を確認します。)**

### 2. 必要申請書類と注意点

- ① 出産育児一時金請求書: 記入例参照の事
- ② 現地語(or 英語)の出産証明書原本とその日本語訳  
※国が発行する出生証明書ではなく、医療機関(産院)が発行する出産証明書を提出願います。  
また、必ずしも全文翻訳の必要はなく下記必要項目が日本語訳されていれば問題ありません。  
必要項目: 被保険者である母親の氏名・生年月日、子供の氏名・生年月日・性別、  
医療機関名、所在地、連絡先等が入っていれば書式自由です。  
医療機関の証明が取れない場合は、行政の出生証明書(コピー可)を受け付けますが、上記必要項目に加え、必ず発行者の連絡先を明記し日本語訳をお願いします。
- ③ 出産費用の領収書、明細書【原本もしくはカラーコピー】とその日本語訳  
※領収書には、出産に伴う医療行為(帝王切開含む)と入院費用の項目・明細と領収額  
医療機関名・住所が入っている事が必要です。
- ④ 出産時に海外に渡航・滞在していたことがわかる書類:(パスポート等の渡航日付のコピー等)
- ⑤ 同意書(ニチレイ健保組合からフォーム提供)
- ⑥ 振込先を本人以外の国内口座に指定する場合、口座名義人の証明書類が必要です。
  - ・親族: ・金融機関の通帳コピー(口座番号、口座名義等が明記されているページ部分)
  - ・口座名義人の本人証明書類(免許証、マイナンバーカード、パスポート等コピー)
  - ・住民票の原本(配偶者である場合は出産した本人の除籍票も含む)
  - ・在留カードコピー(外国人の場合)・ニチレイグループ以外の法人の場合  
登記簿謄本コピー、本人との関係性の証明等が必要です。(委託契約書又は雇用契約書等)  
※いずれも外国語で記載の場合は日本語訳が必要です。

3. 問い合わせ先      ニチレイ健康保険組合 電話 03-3248-2107、  
メールアドレス N5500X032@nichirei.co.jp